

# 産業構造審議会知的財産分科会

## 第4回営業秘密の保護・活用に関する小委員会議事録

○後藤委員長　それでは、定刻になりましたので、産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会の第4回の会合を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

まず、議事に入ります前に、事務局より本日欠席される委員と定足数についてご連絡をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○木尾知的財産政策室長　本日は、相澤委員、久貝委員、齋藤委員、高山委員、野口委員、横山委員よりご欠席のご連絡をいただいております。

齋藤委員の代理として、経営法友会事務局長の小松様にご出席いただいております。

続いて、定足数を確認させていただきます。本日は、議決権を有する20名の委員のうち、過半数である14名の委員にご出席をいただいておりますので、本日の小委員会は成立ということになります。よろしく申し上げます。

○後藤委員長　では、引き続きまして、資料の確認をお願いいたします。

○木尾知的財産政策室長　配付資料の確認をさせていただきます。まず、資料の形式でございますが、これまで本小委員会における資料は紙で配付させていただいたところがございますけれども、私ども経産省、省資源、業務効率化の観点からペーパーレス化を推進するということになってございまして、今回よりお手元のタブレットの端末を利用して資料を閲覧いただくということでお願いを申し上げたいと存じます。慣れるまで不便をおかけして大変恐縮でございますけれども、何とぞご容赦いただけるようお願いを申し上げます。お手元の端末の操作方法について、なかなかわかりにくい面もあろうかと存じますので、係員が待機してございますので、何か不明な点がございましたら、お気軽に私ども事務局のほうに手を挙げていただくとか声をかけていただけるよう、よろしく申し上げます。

本日の配付資料につきましては、配付資料一覧にございますが、資料1の議事次第から資料7の中間とりまとめ（案）までの7点、あと参考資料として、参考資料1の相澤委員にご提出いただいた資料から、参考資料3の営業秘密・知財戦略相談窓口のパンフレットまで3点ございまして、合計10点、ご用意させていただいております。

以上でございます。

○後藤委員長　　ありがとうございました。

それでは、議題に入らせていただきますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、プレスの方はご退席ください。

本日は主要な議題が2点ありまして、これまでご審議いただきました営業秘密管理指針につきまして行いましたパブリックコメントの結果を踏まえてご議論いただくということが第1点、中間とりまとめの案についてご検討いただくというのが第2点、この2つが主要な議題となっております。

議事の進め方は、これまでどおり、ご意見のある方は名札を立てていただいて、こちらから指名させていただくという形で進めさせていただきたいと思っております。

まず最初の議題ですが、営業秘密管理指針改訂についてのパブリックコメント結果と営業秘密管理指針改訂案の最終案につきましてご議論いただきたいと思いますと思っております。事務局からご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○木尾知的財産政策室長　　お手元のタブレット端末、資料3から資料6まで順次ご説明させていただきます。

資料3がパブリックコメントでいただいたご意見の概要と、それへのご回答をさせていただきます。資料4がパブリックコメントでいただいたご意見を踏まえて、修正したいと思っている箇所の主なものを列記させていただきます。その上で、見え消しではなくて、修正点を溶け込ませ、最終的な営業秘密管理指針として発表させていただこうと考えているものが資料5でございます。パブリックコメントにかけさせていただいたものから、見え消し、修正履歴がわかるものが資料6でございます。まず、資料3からご説明をさせていただきます。資料3の1ページでございますけれども、まず募集期間は、昨年でございますが、平成26年11月11日から1ヵ月間させていただいております。告知方法としては、電子政府総合窓口と経済産業省のホームページでやらせていただいております。結論として21件のご意見をいただいております。内訳としては団体様から14件、企業様から1件、個人の方から6件ということになってございます。

主なものを順次ご説明させていただきます。まず1ポツ、総論、全体の意見でございますけれども、1ページ目、高く評価できる、あるいは実務、裁判所、検察、警察などを含めた企業実務全体について反映されることを期待するという意見、期待の表明ということがございます。

それに対して、2ページ目でございますが、基本的にはパブコメ案について賛成意見であるというように理解させていただくという前提で、今後も産業界、関係省庁、裁判所にも普及啓発等々を試みるとともに、改訂後も国内はもちろん海外の動向などもみながら見直しを行っていくということを書かせていただいております。

2ページ目の下の部分の箱でございますけれども、その他に関して、主なご意見として、1つ目の丸でございます。パブコメ案では、当小委員会での審議経過、あるいはアメリカとかドイツとか外国の判例、あるいは外国での議論の状況等々も書かせていただいていた、2つ目の丸でございますけれども、一部、我が国の国内の判例を引用させていただいているところでございますが、こちらについて、ややわかりにくいのではないかと。国内の不正競争防止法の解釈をいう上では、外国の裁判例等々は直接の関係はないのではないかとというようなご意見もいただきました。

ご意見に対する考え方として、3ページ目の冒頭でございますが、基本的にはこの指針本体からは外国の裁判例であるとか外国の考え方、あるいは議論の経過等々については落とすこととさせていただいた上で、後ほどご説明させていただきますが、資料7の中間とりまとめの方に、議論の経過として記載するという対応をさせていただければと思ってございます。

3ページ目の次の箱、指針で示す管理水準というところでございます。こちらについては、1つ目の丸、2つ目の丸、両方でございますけれども、今回は普及啓発的な事項についてはマニュアルに、不正競争防止法の解釈については営業秘密管理指針にというという形で分けさせていただいているわけでございますが、その関係について、わかりにくいと。マニュアルについても不正競争防止法の解釈が根底にあるべきではないかというご議論もいただきました。

その上で、わかりやすさの観点から本小委員会でもご議論いただいたところでございますけれども、私どもの回答の案でございますが、編集上の都合としてはマニュアルと指針は分けるということは維持させていただいた上で、一方でマニュアルにおける不正競争防止法の解釈は、指針そのものを根底にしなければいけない部分もございますので、そこについては十分に留意しながら今後のマニュアルの編集作業をやっていきたいと考えてございます。

次に、若干飛びまして5ページ目でございます。秘密管理性についてのご意見ということでございます。こちらについては、産業界の方々からのご意見でございますけれども、

企業の秘密管理意思の認識可能性が担保されるのであれば、企業独自の取組みについては、基本的には秘密管理性があるかないかも含めて尊重されるべきではないかというご議論をいただいております。

それについて、後ほど別途ご説明させていただきますけれども、基本的には本指針の考え方を踏まえたものであるのであれば、それぞれの企業実態、業務の状況も踏まえたような創意工夫は最大限、全ての関係者に尊重されるべきものではないかということを書かせていただく予定でございます。またおめくりいただきまして、6ページでございます。アクセス制限と認識可能性の関係ということでございます。従来、アクセス制限と認識可能性の両方を求めているのか、いずれかが原因、どちらかが結果の関係なのか、手段、目的の関係なのかというところについて、やや不明確なところがあったかと考えてございすけれども、それについて明らかにしてほしいというご意見と理解してございます。

それについての考え方として申し上げますと、ご意見に対する考え方として書かせていただいておりますけれども、基本的には認識可能性を基礎として判断すべきものであって、秘密管理措置、従来の言葉でいうとアクセス制限については、認識可能性を確保するための手段というのが基本にあるということを明確に書かせていただいております。

6ページの下側の秘密管理性要件の趣旨という箱でございます。これについては、何もなくても秘密管理性が認められるということなのであれば、不適切なのではないかというご意見だと承っております。

こちらについては、7ページ目のご意見に対する考え方のところでございますが、私どもとしては、秘密管理措置は基本的には必要であるということございまして、何もなくてもそのまま秘密管理性が認められるということは、基本的にはこの指針上は読み取れないのではないかと考えてございます。

若干飛びまして、8ページの一番下側の箱、合理的区分についてのところでございます。こちらについて、合理的区分の定義、位置づけのところが不明確であるというご意見をいただいております。

私どもの最大の問題意識として申し上げますと、特に転職との関係で、何が営業秘密で何が営業秘密ではないかということが、ある程度、転職する人にとってわからなければ、なかなか転職後の活動に支障が出るのではないかとこのところが最大の問題意識であるわけでございます。一方で、紙であれば一枚一枚にマル秘のスタンプを押さなければいけないとか、電子ファイルであれば一個一個についてパスワードを設定しなければいけないのか

みたいな誤解を招くような表現になっている部分もあるかなということで考えてございますので、9ページでございますけれども、後ほどご説明させていただきますが、若干具体的な記載をさせていただければと思っております。

9ページでございますけれども、個人情報の部分でございます。個人情報については、私どもの記載が甘かったということだと思っておりますが、事業者の方々は個人情報保護法に基づいて、基本的には義務を遵守しているということだと思っておりますけれども、義務を遵守していない、何もしていない状況でも秘密管理性が認められるという誤解を招きかねないのではないかとご指摘かなと思っておりますので、表現を正確にする修正をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、10ページでございます。媒体が利用されない場合、要は頭の中にある、あるいは従業員の方々が体得したような情報についての取り扱いということでございます。

具体的な意見として申し上げますと、11ページでございます。ここについてはいろいろなご意見をいただいておりますけれども、基本的にはわかりやすさの観点から、もう少し具体的な説明ができないのかということだと思っております。例えば、2つ目の丸でいうと、最先端の開発現場、営業秘密の範囲、整理等がなされることなく、日々いろいろな営業秘密が生まれているような場合については、リスト化や秘密保持契約による範囲の特定ができるのではないというご提案をいただきまして、それはそのとおりだと思っておりますので、指針にも反映させていただいております。

またページをおめくりいただきまして、12ページでございます。社内の複数箇所で同じ情報を保有しているケースという真ん中の箱でございますけれども、こちらについては本小委員会でも活発なご議論をいただいたところでございますが、私どものパブコメにかけるときの案では、拠点という表現をさせていただいていたところでございます。こちらについていろいろご議論がございましたので、パブコメでもご意見をいただいておりますので、後ほどご説明させていただきますけれども、修正をさせていただく予定でございます。

13ページでございます。1つ目の丸です。別法人に対して口頭でも秘密管理意思が伝達できるのか、口頭であってもいいのか、秘密保持契約を結ばなくてもいいのかというところがございました。

私どもの基本的な考え方として申し上げますと、民法の契約の成立もそうだと思いますけれども、基本的には口頭であっても論理的、理論的には秘密管理意思を示すことはあり得

るのだと思っておりますが、単に口頭でいうだけでは立証が通常は困難だと思っておりますので、そういう意味でいうと、立証を考えると何らかの形で書面に残っているほうが当然いいですよということも指針に書かせていただくという対応をさせていただきたいと思っております。

以上がパブリックコメントでいただいたご意見のポイントでございます。

またファイルを閉じていただきまして、資料4にお移りいただければと思いますが、意見募集を踏まえた主な修正点についてご報告をさせていただきます。

私どものパブコメ案自身が、表現の問題、日本語の問題として若干分りにくいというご指摘を多々いただいたこともあって、表現自体について、細かいところを含めて多数変わっております。その中で、主な修正点をピックアップさせていただいたものを今からご説明させていただきます。大きく申し上げますと4点ございます。

資料4の1ページ目でございますけれども、先ほどのご説明と重複いたしますが、まず小委員会での審議経過ということで、小委員会での審議経過や外国の裁判例を紹介することは、事業者が情報管理を実施する上では必ずしも必要ないのではないですかというご指摘をいただいたこともございますので、こちらについては指針自体からは削除させていただきまして、後ほど説明させていただきます資料7の中間とりまとめの方に記載させていただこうと考えてございます。

第2点でございますけれども、合理的区分について、先ほど申し上げたとおり、若干誤解を招く、具体性に欠ける記述かと思っておりますので、もう少し具体的なイメージを書かせていただいております。後ほどご説明させていただきますけれども、紙の一枚一枚、電子ファイルのファイルごとに何らかの表示を求めるわけではなくて、その規模、企業の業態に即して常識的な方法で、紙であればドッチファイルにするとか、電子ファイルであれば普通はフォルダでやっているとか、企業によっては秘密の書庫をつくっているような場合もあるのかもしれませんが、常識的な形態で分けていけばいいのですと。要すれば、職務上知り得た情報は全部営業秘密ですみたいな形で、転職する人が困ってしまうような状況にならなければいいのだろうということを考えてございます。

2ページ目でございます。私どもが拠点という表現で前回出していた部分の修正ということでございますけれども、結論として申し上げますと、いわゆる拠点からイメージされるような支店、物理的、地理的に距離があるようなものだけに限定するのではなくて、例えば事業本部的なものもいだろうと思っておりますが、それをもう少しリーガルに申し

上げると、基本的には一定の独立性があればいいと。その独立性の内容については、営業秘密の管理方法、あるいは秘密管理措置の内容の決定であるとか、それに対する監督、いかげんな管理をしている人に対して注意をするとか、臨時的な処分をするとか、そういった何らかの独立性をもっている単位であれば基本的にはいいのではないかとこのことを考えてございます。それが3点目でございます。

4点目でございますが、企業の自主的な取り組みについてということでございます。こちらについては、それこそ秘密管理措置のやり方、従来の言葉でいうとアクセス制限の実施方法というのは、企業の業態であるとか従業員の数であるとか物理的なスペースの問題であるとか、さまざまであって、創意工夫が求められる世界だろうと思ってございます。したがって、基本的には創意工夫の発揮が期待されると。そういう創意工夫について、特に秘密管理性のところは大事だと思ってございますけれども、本指針を踏まえたものである限りにおいては、私どもも含みますが、全ての関係者において最大限尊重されるということが望まれるということを書かせていただいております。

以上が主な変更点でございます。資料5で溶け込ませてございますけれども、最終的な指針のイメージということでご紹介させていただければと思います。

今申し上げたことと重なりますが、主要な変更点のみご紹介させていただきます。まず、資料5の7ページの一番下のポツでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、合理的区分について、私どもの意図をもう少し具体的に書かせていただいております。

次にご紹介させていただきますのが、14ページ目でございます。私ども事務局の言葉で拠点問題といたりもしているのですけれども、支店とかに限らず、どういう単位で営業秘密を管理することが必要なのかということでございますが、これについては先ほど申し上げましたとおり、一定の独立性、秘密管理措置の内容、あるいは秘密管理措置をきちんとやっていない人に対する処分的なことも含めた技術的な決定権限があるような単位ごとに判断すればいいのではないのかということでございます。

次の15ページでございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、秘密保持契約がなくても口頭だけで取引先法人に対して秘密管理意思を示すことがいいのかということでございます。こちらについても、もちろん理論的には民法の契約と同様に口頭でもあり得るのだと思ってございますけれども、立証を考慮すれば、何らかの書面がないと立証はなかなか難しいですよということを明示させていただいているところでございます。

主な変更点は以上でございます。

資料6に修正履歴がわかるものを添付させていただいてございます。あと、この指針と関連して、やや先取りになってしまうのですが、中間とりまとめの資料7についても簡単にご紹介させていただければと存じます。別途、全体像をご説明させていただきますけれども、指針に関連する部分のみということでございます。

具体的に申し上げますと、11ページ、12ページ、13ページでございます。主に12ページでご説明させていただければと存じますが、産業界、あるいは労働の方々から次のようなご意見があったということでございます。それを紹介させていただいてございます。この指針の改訂の背景ということでもございますけれども、秘密管理性の定義が不明確ではないか、あるいは判例によって秘密管理性の認定が厳しくなったり緩くなったりしているのではないかというようなご意見もありました。あるいは、一般的な管理方法が併記されている結果、わかりにくいというご意見、私どもの表現の問題でもありますけれども、指針を中小企業にも使いやすいものにすべきであるというご意見、若干毛色が違う議論でございますけれども、今後オープン・クローズ戦略に基づいて、発明をクローズにする、営業秘密にする、権利にしないという場合であっても、従業員がきちんと処遇されるということが必要なのではないかといったご意見があったということを明記させていただいてございます。

やや細かいのでございますが、13ページの脚注の3で、本小委員会でもご議論があったところでございますけれども、情報の内容、性質、あるいは法令の観点から、積極的な秘密管理措置がなくても、従業員にとって当然秘密であるということがわかる場合はあるよねというご指摘をいただいたところでございます。こちらについては、経済活動安定性、あるいは職業選択の自由みたいのところも踏まえながら、将来課題としてあるのかなということを理解してございます。

資料7の説明は終わりました、指針については以上でございます。

○後藤委員長　　どうもありがとうございました。

今、営業秘密管理指針につきましてのパブリックコメントの結果、得られました主要なコメントとそれに対する対応、それを踏まえた営業秘密管理指針の改訂案について説明していただきましたけれども、これについてご議論いただきたいと思います。ご意見のおありの方は、先ほど申し上げましたけれども、名札を立ててスイッチを入れてご発言いただきたいと思います。よろしく申し上げます。長澤委員、どうぞ。

○長澤委員　　長澤でございます。今回の改訂については一通り読ませていただきました。

非常に努力をされて、わかりやすくなっているということ、ありがとうございました。

1つだけ確認なのですが、例の拠点問題の話です。今回の拠点問題のことについても検討いただいて、一定の単位という表現を使っていたいただいており、その中には例えば本部であるとか、ある一定の独立性があればということと理解でき、非常にありがたいと思っています。

今後の検討課題みたいなものになるかもしれませんが、昨今、我々の開発とか研究開発部門をみていると、なかなか1社でビジネスを行うための全ての技術を自社で行うことができなくなってきています。例えば日本にいるベンチャーとか大学などと組んで新しい技術を開発しようという動きをどんどん推進していかなければいけません。その場合に、この一定の独立性が適用できるのかどうかというのはちょっとわからないのです。本部とかという単位ではなくて、例えば弊社と何とか大学というような、ある一定の共同開発しているグループの中で機密情報が共有されるということがかなりあると認識していますので、これが、一定の単位に含まれるものかどうか、その辺、ご検討いただければと思います。

○木尾知的財産政策室長 即答することはできませんが、今後、マニュアルの編成の段階で、そういう多様なケースについてもできるだけ触れられるように議論していきたいと思っています。

○後藤委員長 私も長澤委員のご指摘の点は関心があって、大学とか国研側でも、最近はそのような問題についていろいろと調査をやったり報告書が出たりしているので、非常に重要なポイントだと思いますので、今後検討していただきたいと思っています。

○木尾知的財産政策室長 はい。

○後藤委員長 ほかにいかがでしょうか。——ご意見がないようでしたら、これで営業秘密管理指針は確定させていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。では、そのように取り扱わせていただきます。

では、次の議題に移らせていただきますが、中間とりまとめの案につきましてですけれども、これにつきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○木尾知的財産政策室長 また先ほどと重なりますが、資料7の中間とりまとめ(案)をごらんいただければと存じます。

まず、ページをおめくりいただきまして、2ページ目でございます。「はじめに」の部

分でございますが、本中間とりまとめの位置づけということでございますが、日本再興戦略等々を踏まえて、当面对応すべき事項を明らかにするというところでございます。

3 ページ目、目次の部分でございますけれども、今から順次ご説明させていただきます。基本的には私ども小委員会の問題意識、営業秘密の漏えいの現状であるとか検討の視点とか、問題意識を書かせていただいた上で、当面对応すべき事項について記載させていただくという構成にさせていただきます。

4 ページ目でございます。まず、この検討を始めたきっかけの部分でもございますけれども、技術情報など営業秘密の漏えい事例が増えているのではないかと、あるいは大型の事例が顕在化してきているのではないかとということを書かせていただいております。具体的な事例、あるいは私どもの平成24年に実施した調査において、我が国企業のうち13.5%、従業員 3,000人超の大企業に限定すれば40%もの企業が営業秘密について漏えい事例があった、または、恐らくあったということをご回答いただいているといったことをご紹介します。

4 ページ目の下でございますけれども、諸外国におけるアメリカであるとか韓国等々の状況を5 ページにかけて紹介させていただきます。アメリカでも韓国でもEUでも恐らくそうなのだろうと思っておりますが、漏えい事例は基本的には増加傾向にあると。かつ技術の流出の分野であれば、それこそ軍事的な、安全保障的な分野に限らず、ITの話であるとか科学の話であるとか、多様な、重要な民生技術が漏れているということだと思っております。

6 ページでございます。今申し上げたとおり、せっかく秘匿している技術が漏れているということを書かせていただいた上で、そういう技術について、では権利にすればいいのではないかと議論ももちろんあるかと思っておりますけれども、秘匿化すべきニーズが増えているのですということでございます。

基本的には、オープン・クローズ戦略ということでございますけれども、たまたま私どもが小委員会と並行して委託調査でアンケート調査をやらせていただいた結果をご紹介します。例えば、従業員が 300人超の製造業を中心とする企業500社余りについてご回答いただいているものでございます。仮に特許要件を満たしたとしても、特許にせずに営業秘密にするものが増えていきますか、減っていますかということについて、増えているという回答をいただいた方が3割程度あるとか、一番重要な営業秘密が漏れた場合はどういう損害がありますかというところについて、右側の円グラフがございませ

れども、それこそ半分ぐらいの企業の方々が、経営に致命的な打撃があるのですということをご回答いただいているようなことをご紹介させていただいてございます。

6 ページの下の (3) 我が国企業の営業秘密管理の現状ということでございますけれども、一言で申し上げますと、なかなか濃淡があるのだらうということだと思っております。さらに申し上げますと、なぜ営業秘密管理について濃淡があるかという背景を若干書かせていただいておりますが、営業秘密は全社的に複数の部署に存在するものでありますので、従業員間、あるいは部署間での意識のばらつきなどもあって、各部署で意識を徹底した上で管理していくということがなかなか難しいといったご指摘があったり、私どもの営業秘密管理指針とも若干関連するところでございますけれども、何をすればいいのかよくわからないのですというご意見もあったということだと理解しております。

ページをおめくりいただきまして、8 ページでございますけれども、以上のような状況認識のもとで、今後の検討を進めていく検討の視点を4点ほど書かせていただいております。

まず1点目が、中小企業については相当な濃淡があると理解しておりますけれども、中小企業等を含めたオープン・クローズ戦略の推進という観点が1点目としてあるかなと思っております。

2点目は、営業秘密について、保有形態が多様化しているということも踏まえて、活用と秘匿のバランスが大事ですということでございます。こちらについてもアンケート結果をご紹介させていただいておりますけれども、ここ5年から10年で、営業秘密を他社と共有するようなケースがどれぐらいあるのですかというご質問について、先ほどの長澤委員の問題意識の開示とも若干重複するところではございますが、共有機会は増えているというご回答をいただいている企業が4割程度あるということでございます。

その次でございますけれども、3点目の検討の視点ということで、IT環境、情報通信の環境の変化ということでございます。ここについてもいろいろな事象が発生しているわけでございますけれども、例えば伝統的な紙とか金型といった形態で営業秘密があることは引き続きもちろん重要なものであるということだと思っております。一方で、傾向としては電子化された上で、クラウドとかインターネット上に保存されるものもすごく多いと。一方で、電子化されたものをターゲットとしたようなサイバー攻撃的な技術も、日進月歩というと褒めているようにみえますけれども、すごく進歩してきているということがあるということだと思っております。

10ページでございますけれども、クラウドサービスの状況であるとか、サイバー攻撃の事例なども若干ご紹介させていただいております。

4つ目の視点でございます。以上のような環境変化を踏まえたということも若干ございますけれども、抑止力をどう考えていくのか、実効性を向上させていく必要がありますということを書かせていただいております。

以上が検討の視点の4項目でございます。

今後の対応ということで、11ページ目以降に記載させていただいております。基本的な方向性として申し上げますと、我が国企業の営業秘密について、企業が効果的かつ効率的に営業秘密の管理と情報漏えいの防止の対策を進めていけるような環境整備が必要です。さらに進んで、そういう環境整備をします、企業が営業秘密を守るような体制をつくっています。それでも営業秘密を取りに来るような人も、当然予想されるところでございますので、そういう人に対しては制度面から抑止力をきちんと働かせていく必要があるのだろうということが基本的な方向性でございます。

具体的に申し上げますと、(2)でございますけれども、先ほどご説明したことと重なりますが、営業秘密管理指針の改訂ということを書かせていただいております。こちらについては先ほどご説明したことと重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

13ページでございます。中小企業等に対するワンストップ支援ということで、法律、あるいは制度みたいなものは若干張開わないものでございますけれども、実務的に特許庁でやってございます知財総合支援窓口みたいなところも活用しながら、独立行政法人工業所有権情報・研修館において、ワンストップ支援の拠点をつくっていくということを14ページに書かせていただいております。

あるいは、15ページ、中長期的な事項でございますけれども、原本証明の補完によってノウハウ保護を強化していくといったことも紹介させていただいております。

(3)制度面での抑止力向上というところでございます。こちらについては、法制度としてどういうことについて今後具体化を図っていくかということを書かせていただいているところでございます。

いきなり中長期的事項からご説明させていただいて恐縮でございますが、なお書きのところでございます。まず、証拠収集手続の強化・多様化、あるいは国際裁判管轄・準拠法等々、例えば文書提出命令みたいな話があると理解してございます。こちらについては真面目に取り組む必要は非常にあるのだろうと思っておりますが、いずれにしても法務面

としては複雑なものでもあり、実務への影響も多々あるところがございますので、引き続き検討ということで書かせていただいております。

その上で、取り組みを具体化する中身でございます。まず刑事のうちの処罰範囲の議論を書かせていただいております。順次、15ページから17ページにかけて、国外犯の議論、未遂行為、転得者等々について書かせていただいております。

まず、国外犯、もちろん我々の問題意識としてはクラウドサービス、インターネット上に情報を保管する場合には、物理的に、外見上は海外に情報を置いていると。所在地は海外なので、そういうものについて、まさにこの部屋で海外に置いているサーバーから営業秘密を盗み取るということも論理的には可能、あり得るわけでございますけれども、そういう場合には処罰できないということはおかしいだろうという問題意識のもとで、国外犯についても処罰対象にするということで書かせていただいております。

次に、未遂行為についてでございますけれども、基本的にはサイバー攻撃等々の情報を窃取するための技術が著しく高度化しているという問題意識のもとに、諸外国と同様に故意で未遂行為を行うということであれば、それも処罰の対象にすべきではないかということを書かせていただいております。前回、小委員会でも事務局からご提示させていただいているところですが、共謀であるとか独立教唆みたいところについては、具体的な処罰事例も踏まえながら中期的に検討していくべき事項と考えてございます。

16ページの一番下の丸でございますけれども、転得者の処罰の範囲でございます。こちらにつきましては、現行法上は窃取行為者本人から直接取得した人だけが処罰対象になるということになってございますけれども、それこそ有体物である盗品等々の内容も踏まえながら、三次以降の取得者であっても、基本的には行為がある限りにおいては処罰の対象になり得るということを書かせていただいております。

17ページでございます。こちらについては、営業秘密使用物品の譲渡、輸出入等について処罰対象にするということを書かせていただいております。基本的には、特許権、侵害物品等々と同様に、故意で営業秘密を不正に使用された物品について譲渡します、あるいは輸出入しますという行為についても処罰対象にするということでございます。ちなみに、改正の必要性の2つ目のポツに書かせていただいておりますけれども、私どもも率直に申し上げまして意外な感じがしたのですが、それこそ約60%の企業が営業秘密侵害物品の流通が疑われるというご回答をアンケート調査でいただいております。

17ページの下側の②でございますけれども、刑事規定で法定刑をどういう形でやってい

くのかということを書かせていただいております。方向性として申し上げますと、まず個人及び法人に対する罰金刑を引き上げるということを書かせていただいております。いわゆる海外重課という議論でございますけれども、海外において営業秘密を不正に使用します、あるいは海外の企業に対して我が国の営業秘密を漏らします、開示しますという行為についてどう考えるのかということでございますが、我が国の産業競争力、あるいはこれらに対する悪影響はやはり大きいのだろうと。かつ海外に行っている分だけ、日本の裁判所の差止めが海外より多いということは基本的にはないということでございますので、司法救済も困難になるのでしょうかという問題意識のもとに、実際に諸外国、アメリカやドイツでは、こういった行為については原則よりも重い法定刑を設けるといような事例も多くみられるということでございます。

我が国における海外重課の要否については、私どもとして結論が出ていない状況でございますけれども、引き続き刑事法制全体のバランスも含めながら検討が期待されるということではないかと考えてございます。

また以下でございますけれども、もちろん司法部門の話でございますので、行政が軽々なことをいうわけにいかないわけでございますが、一般論としては、刑事裁判においてもこのような悪影響等々の事情も踏まえながら量刑判断がなされることが期待されるという指摘もあるということを書かせていただいております。

営業秘密侵害によって得た犯罪収益について、本小委員会でも特に法人についてご議論があったところでございますけれども、検討が期待されるということを書かせていただいております。こちらについても引き続き関係省庁と調整をやっていくということでございます。

なお書きでございますけれども、抑止力の観点から犯罪収益没収が効果的ですと。一方で、これまで不正競争防止法の営業秘密の部分について、実刑判決が1件もないのですという状況のもとで、法定刑を引き上げるといことについては、説明をきちんとやっていく必要があるという指摘があったということに記載させていただきます。

18ページの③でございますけれども、非親告罪の議論を書かせていただいております。もともと現行法で親告罪、告訴がないと処罰できないということになっている背景としては、刑事裁判の結果として営業秘密が漏れてしまうことがあり得るといことをどう考えるかということが最大の問題意識であるわけでございますけれども、こちらについては平成23年の不正競争防止法の改正で刑事訴訟手続の特例が設けられ、かつ適用実績も出てき

ているという状況、あるいは個人情報や共同開発等々で営業秘密が漏えいした場合の被害者と保有者は必ずしも一致しないといった観点も踏まえて、非親告罪にするという方向性を書かせていただいております。

18ページの末尾から19ページ目にかけて、④その他で図利加害目的の解釈の議論について書かせていただいております。こちらについては、前回の小委員会でご報告させていただいたとおり、退職記念といった主張が具体的な個別事例においてみられる部分があるわけでございますけれども、そういう場合であっても図利加害目的が直ちに否定されるというわけではありませんということを書かせていただいております。

以上が刑事でございます、その上で⑤でございますけれども、民事のほうの話に移りたいと思います。

まず1点目、被害企業の立証負担の軽減、前回の小委員会でも活発にご議論いただいたところでございますけれども、推定の議論でございます。

方向性として書かせていただいておりますが、まず不正に営業秘密を取得した者、あるいは不正に取得されたことについて、悪意重過失の者については、基本的には営業秘密を不正に使用するということについて、一定の経験則が認められるのだろうと考えてございます。一方で、現状においては特に営業秘密は見えないものでございますので、原告が被告によって営業秘密が不正に使用されているということを立証することは極めて難しいという現実も踏まえまして、基本的には立証責任を転換していく、推定を置くということを考えてございます。具体的な中身については、後ほど別紙1で説明をさせていただく予定でございます。

若干、補足的にご説明させていただきますと、対象とする営業秘密の範囲についてでございますけれども、前回の小委員会でもご議論いただいたところでございますが、効果として強くなる可能性もあるということも踏まえまして、言いがかり的な場合も含めて、仮に訴えられた場合において、被告がきちんと反証できる、自分の身を守ることができるという観点を持つことも大事ですということを考えてございます。基本的には、反証容易性を考慮すれば、物の生産方法を中心としつつ、物の生産そのものでなくても、血液中の分析サービスであるとか、分析といった技術上の営業秘密については対象とすることがあり得るような形の制度設計にするということを書かせていただいております。

なお書きでございます。仮にそういう立証責任が転換されましたという場合ももちろんあるわけでございますけれども、言いがかり的な訴訟も踏まえてでございますが、仮に立

証責任が転換されたとしても、そういう場合の被告がきちんと防御できることも大事なので、そういう意味では、現行制度において用意されているわけでございますけれども、秘密保持命令が引き続き適切に活用されることが期待されますということを書かせていただいております。

その上で、またのところでございますけれども、こちらについても現行法の話でございますが、現行の民事訴訟法では、不競法における文書提出命令の制度が引き続き適切に運用されることが期待されるということを書かせていただいております。

こちらの具体的な制度設計については、ページが飛んだり、行ったり来たりするのは恐縮でございますので、また戻りますけれども、⑥民事規定の除斥期間のところについて、まず説明させていただきます。

除斥期間については、事務局からは前回、撤廃するという案をご提示させていただいたところでございますけれども、今ご説明させていただきました立証責任の転換における被告側の負担も考慮して、まずは20年に延長するというところを書かせていただいております。

21ページ目の冒頭のポツに、将来的には改めて撤廃の要否を検討するというところもあり得るかなということを書かせていただいております。

21ページ目の⑦でございますけれども、こちらについては先ほどの刑事のところの中身と重複するわけでございますが、営業秘密の侵害物品について、悪意重過失で譲渡する輸出入等の行為については、基本的には民事においても差止めであるとか損害賠償の対象にするということを書かせていただいております。

22ページでございますが、別紙でございます。先ほどの立証責任の転換、推定の規定の話でございます。

まず、2ポツの全体像のところでございますけれども、先ほど申し上げましたことと若干重なるところがございますが、営業秘密の不正取得がありました。基本的には、こちらについては従業員が不正取得する、あるいは外部の人がサイバー攻撃的に不正取得するというのが一番典型的な話だと思います。不正取得されました、あるいは不正に開示されましたということについて、悪意重過失である。典型的には企業になると思いますが、そういう第三者について対象になりますということを書かせていただいております。

2点目は、物の生産方法の営業秘密を中心としつつ、生産方法以外のものについても引

き続き検討していく。基本的には対象になり得るように法制的な議論を進めていきたいと思っております。

3点目でございますけれども、被告がその営業秘密を使用する行為により生じる物の生産ということでございますが、何が言いたいかと申し上げますと、原告の営業秘密と被告の製品との関連性を要求するということでございます。原告が自社の営業秘密をとつたであろうということで、被告側の全製品を訴えるみたいなことを防止することが主眼でございます。

3ポツ、各論でございますけれども、今申し上げたことと若干重なるところでございますが、まず1点目の主観要件、不正取得・悪意重過失の部分でございます。悪意重過失ということございまして、重過失のところについては悪意と同視し得るような重過失を対象にするということでございます。具体的なケースとして23ページの参考のところ小さい字で書かせていただいておりますけれども、重過失ありのケースと重過失がないと考えられるケースについて○、×で書かせていただいておりますが、この間にはグレー領域がもちろんあるわけでございますが、明らかに○でしょう、明らかに×でしょうということを書かせていただいております。

○については恐らく余り議論はないだろうと思っておりますけれども、特に×のところについて、若干、補足説明をさせていただこうと思っております。例えば、重過失なしということでございますが、転職者の採用に当たって、もとの転職前の企業の営業秘密の持ち出しを行っていませんという誓約書をとっていると。さらに、それに反するような特段の事実関係が明らかではないような場合については、基本的には重過失ではないでしょうということがいえるのだろうと思っております。

2つ目の点でございますけれども、技術ブローカー的な人から技術の売り込みを受けましたという状況を想定しているわけでございますが、それについて具体的な出所、あるいは取得対応等々について正当性を確認して、その上で買い取ったという場合について、でも実は売り込んだ人は営業秘密を盗みと取ったものなのではないかということがわかった場合においては、基本的には重過失ではないでしょう、合理的な努力をやったのではないかということだと思っております。

次に、対象とする営業秘密の範囲については、若干書かせていただいておりますけれども、物の生産方法を中心としつつ、それ以外の役務に関連するようなものの関係技術についても、政令で委任する部分がどうしても生じる部分があるかと思っておりますが、

白紙にはならないように限定しつつ、政令指定の余地を残したいということでございます。

23ページの(3)対象行為ということで、③の要件でございます。こちらについては、先ほどの説明と若干重なるところでございますけれども、原告の営業秘密と被告の生産物との間に相当の関連性があるということを要求してございまして、測定方法などが典型的でございしますが、関連性が希薄なものについては対象から外すということでございます。

以上をまとめますと、4ボツでございすけれども、被告側の反論事項としてということで、被告側は何を反論することができるかということでございます。基本的には(1)、(2)に書いているような前提事実について、反証をきちんとすれば推定が覆されるという理解を書かせていただいております。

私から以上でございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

この委員会でのこれまでの議論をこのような形で中間とりまとめ(案)としてまとめていただきました。内容は今ご説明がありましたように、前半は現状認識で、後半が法改正の方向も含んだ今後の方向性ということになっております。これについて、これからご意見をいただきたいと思っておりますけれども、ちょっと先回りして申し上げておきますと、これでご議論いただいてセットできたら、その後にはパブリックコメントにかけるということになっております。

それでは、今ご説明いただきました中間とりまとめにつきまして、ご意見、コメントをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。岡村委員、どうぞ。

○岡村委員 岡村でございます。大変よい報告書をおまとめいただきまして、ご苦労をおかけいたしておまして、非常に感銘を受けております。その上で若干申し上げたい部分がございます。

まず、9ページのIT環境の変化という現状認識等々との関連でございす。ご存じのとおり、昨年11月にサイバーセキュリティ基本法が国会で成立して、それから一部、もう既に施行されている。残りの部分も施行されて、全面施行になったのではなかろうかと思っております。同法の15条1項に、国は、中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が有する知的財産に関する情報が我が国の国際競争力の強化にとって重要であることを鑑み、これらの者が自発的に行うサイバーセキュリティに関する取り組みが促進されるよう、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解の増進、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を

講ずるものとするという条項がございます。まさに今回の一連の改正というのは、そういう基本法の中にも位置づけられるべきものではなかろうかと思っておりますので、もう既に事務局には指摘させていただいたのですけれども、改めてここを明確に、サイバーセキュリティ基本法の15条の関係でも資するものであるということをできるだけ明記いただければありがたいということでございます。

その関連で申し上げますと、また、中間とりまとめ（案）の11ページ、13ページにも支援というのが出てまいりますので、今後はサイバーセキュリティということに関して、国の支援等々が必要になってくるということでもありますので、ここにもできるだけ反映させていただくようなことをお願いできればと存じます。

長くなりますが、もう一点だけ、今度、具体的な内容について申し上げます。23ページでございますが、真ん中あたりに重過失なしと考えられるケースということで、×が2つございまして、上のほうでございます。いわゆる誓約書をとったような場合に、それプラスアルファとして、「かつ当該転職者が秘密技術の持ち出し等を行ったことが明らかであるといった特段の事情のない場合」という書き方をしております。これは、ご案内の昨年生じた営業名簿の大量漏えい事件との関係で、名簿業者などがいわゆる誓約書を販売者からとることによって免れようとするような嫌いがあったものを反映して、このかつ以降は書かれているのだと思います。

ということで、基本的には賛成なのですが、明らかであるといった表現は少し強過ぎるのかなど。むしろ疑われるような特段の事情がある場合ということで、明白性まで要求する必要は必ずしもないのではなかろうかという点もさらにご検討いただければと存じます。

長くなりましたが、以上でございます。

○後藤委員長　ありがとうございました。

○木尾知的財産政策室長　では、サイバーセキュリティ関係のご指摘については、もっともなご指摘だと考えてございまして、ご指摘の方向で対応させていただければと考えてございます。

重過失なしのケースについてでございますけれども、ご指摘で大丈夫ではないかという気もしているのですが、よく考えさせていただいた上で、表現について、より正確な形にしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○後藤委員長　ありがとうございました。ほかに何かございせんか。柳生委員、どう

ぞ。

○柳生委員 短期間でここまでの、特に産業界の意向も踏まえていただいたりまとめをいただいて、委員の皆様には感謝いたしております。特に、この場でも発言させていただきましたけれども、先ほどのアンケートでもありますように、実際には半分以上の経営者が致命的な影響があるといった中で、抑止力が極めて重要だということでございますので、今回の改正を機に抑止力が高まることを大いに期待しているということでございます。

その上でなのですが、特に15ページあたりから中長期的な課題ということで整理いただいていまして、今回明らかになった課題の中に、証拠の偏在に伴う原告の立証の困難さ等があると思います。ご説明としては他の法体系との整合性が必要ということで検討いただくということでもありますけれども、一方で他の法体系と比べても、今回の営業秘密の案件は極めて重要でありますので、ぜひイニシアチブをとっていただいて、早急なご検討をお願いしたいというのが1つめです。

もう1つは、18ページで、刑事関係で2点、海外重課と犯罪収益の没収について指摘がございますが、若干、記載も受け身的になっていて、特にコメントいただければと思いますのは、犯罪収益の没収について、特段に大きな課題等があるのでしょうか。この部分はぜひ期待しているところなのですけれども、ご説明いただければと思います。

最後に、民事の推定規定につきましては、前回の委員会で申し上げたサービス関係についても、今回、検討の時間が必要ということで政令の余地は残していただいたということについて大変ありがたく思っています。

以上です。

○木尾知的財産政策室長 ご回答させていただきます。まず1点目、証拠収集手続の話であるとか裁判管轄の議論、中長期的と書かせていただいておりますが、こちらについても全くご指摘のとおりでございます。真面目に検討する必要があると思っております。特に今回の立証責任の転換、あるいは推定のところについては、一種、不正取得的な場合に限定されてございますので、えらい間口が狭い面がございますので、やはり本格的に取り組むためには文書提出命令制度の拡充、あるいは証拠収集手続全体について、アメリカのディスカバリーとかも踏まえながら検討を深めていくということが必要だと思っておりますので、真面目に勉強して考えていきたいと思っております。

2点目の犯罪収益の没収のところについてでございます。こちらについて、やや引いた表現で書かせていただいております。今後、もちろん短期間でございますけれども、ク

リアすべく考えていきたいと思っておりますが、課題として申し上げますと、そもそも犯罪というのは基本的には自然人がやるという前提に立っていると思いますので、法人が犯罪をやる、あるいは法人から犯罪収益をとるという考え方が刑事法の理論的に説得力のある説明ができるのかということが1点。2点目としては、被告側が営業秘密を不正に使用して儲けた犯罪収益を果たしてどういう形であれば正確に計算できるのかというところについて課題があるということだと思っておりますけれども、私どもとしては何とかクリアすべく引き続き検討していきたいと思っております。

さらに、その上ででございますけれども、推定規定のところについてでございますが、こちらについてはご指摘のとおり、白紙にならないように政令みたいなものも使いながら、何とか物の生産を保護する。ご指摘のとおりでございますけれども、それ以外のものについても対象に加えるという形にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○後藤委員長　ありがとうございます。ほかに何かございせんか。飯田委員、どうぞ。

○飯田委員　中間とりまとめ（案）につきまして、日本弁理士会といたしましては、1点だけ留保しつつ、他は全面的に賛成で、高く評価させていただいているところでございます。

その1点について、具体的には21ページの民事規定としての営業秘密使用物品の譲渡・輸出入等の禁止・水際措置について、質問と、場合によっては意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

この点について、日本弁理士会としての考え方は、参考資料2として提出させていただいておりますので、詳細はそちらをごらんいただきたいのですが、それを前提に21ページ、⑦の1ポツの1行目から2行目にかけて、「一定の条件（営業秘密使用物品であることについて、その譲り受け時に悪意・重過失である場合等）下で」と規定されている点なのですけれども、この点について質問させていただきます。

この輸出入者等の主観的要件について、不競法の2条1項各号の不正競争、すなわち民事訴訟における請求原因として規定するというお考えなのか、それとも同法19条所定の適用除外、すなわち民事訴訟における抗弁として規定するお考えなのか、それとも現状ではいずれとも決めていないということなのか。この点について、弁理士会としては、1点目であれば反対、2点目であれば賛成、3点目であれば適用除外、民事訴訟における抗弁と

して規定することを中間とりまとめ（案）に明記していただきたいと思っています。

その理由は、簡単に申し上げますと、請求原因として規定した場合には、対物的な取り締まり制度であることを本質的な特徴とする税関での水際取り締まり制度が機能しなくなってしまうからです。この点、よろしくをお願いします。

○木尾知的財産政策室長　こちらにつきましては、要はどこまで申し立てを実務的に、容易にできるかどうかには結構重大な影響があると思っております。私どもとして申し上げますと、基本的には請求原因のほうで悪意重過失についても申立人にある程度の立証がないと、ある意味、申し立てが殺到してしまうのではないかという懸念はもっております。さらに申し上げますと、この制度を入れるに当たっては、産業界の特に一部の業界の方々からは、それこそ日本で物を生産しているというときに、簡単に営業秘密侵害という疑惑を受けて、税関で原料の輸入がとまってしまうといったことになると大変困るといふ懸念も強く抱いているところでございます。

その上で、請求原因として規定するのか、抗弁として規定するのかというところが判断が分かれるところであると思っております。産業界の方々のご意見にもよるのだろうと思っておりますけれども、基本的には余り安易に営業秘密の侵害という容疑で税関で止まってしまうということについては、ないほうが現段階ではいいのではないかという印象はもっているような状況でございますが、引き続き検討するということだと思っております。

○飯田委員　そうすると、もう少し反対意見を詳細に説明させていただかざるを得ないのでございますけれども、ご承知のとおり、私は税関での水際取り締まりに関しては、経産省では不競法の調査員として、税関ではその他の知的財産法を含めて専門委員として多数の案件に関与してきました。その知識と経験を踏まえて、この点は弁理士会としても、私個人としても強く申し上げたいところです。

民事訴訟における請求原因として、輸出入者の主観的要件を規定した場合には、ご存じのとおり、税関での輸出入差しとめ制度というのは、申し立ての審査受理段階と受理された後での認定手続段階が分かれておりまして、税関の輸出入取り締まり制度の本質的な特質として、特定の輸出入者に限定されない、物を対象とした手続であるということは基本になっております。

ところが、請求原因で輸出入者の主観的要件を規定するということになりますと、そのような対物的な取り締まりの申し立てができない。結局、特定の輸出入者のみを相手方と

して申し立てをして、それを審査して受理していく。特定の輸出入者との関係だけで審査して受理していくという手続をとらざるを得ない。そのような特定の輸出入者だけに対して輸出入の差しとめを求めるのであれば、そもそも対人的な、当事者間限りの手続として、より本質的な民事訴訟があるもので、その民事訴訟で輸出入の差しとめ判決、あるいは輸出入差しとめの仮処分を求めていけば足りる。逆にいうと、税関での水際取り締め制度のメリットは大きく減殺されてしまうということになると思います。

そのような特定の輸出入者を相手方とした輸出入差しとめの申し立ての審査は、ある意味、非常に重くてなかなか大変な手続になると思うのですけれども、そういうものをしていくということは、それはそれでまた簡易迅速で費用も安い制度としての税関での輸出入取り締め制度というもののメリットを奪ってしまうということにもなりかねないので、この点と思います。

今回、慎重にお考えいただきたいのは、手続法としての関税法とか税関での水際取り締めに関係する手続法としての関税法とか、経産省の省令とかの改正は来年度検討されるということは承知しているのですけれども、いずれにしても、その前提となる実体法としての不競法の改正は今年度してしまいますので、来年度、手続法について検討した段階で実体法は変えようがないわけですね。そうすると、実体法としてどう規定するかというのは非常に慎重に考えていただかざるを得ない。来年度になりますけれども、手続法をどうするかを踏まえながら、今年度の実体法の不競法の改正を考えていただかざるを得ないと思います。

不競法2条1項10号、11号に回避機器の規制との関係で、回避に用いるために行われるものに限るといような要件が規定されていて、実際、請求原因に規定されてしまった主観的要件について、10号、11号の関係で水際取り締まりをどうするのだということはかなり問題になった。その点については、回避機器というものは物自体の性質上、回避に用いるために輸入されるということが蓋然性があるというところで、辛うじて何とか水際の手続に乗せることができたのです。

ところが、今回の営業秘密冒用品の輸出入の取り締めに関しては、対象が製法の発明なので、製法の発明が冒用された製品自体からは、本当に営業秘密が冒用されたかどうかというのは判断しようがないので、10号、11号について、辛うじて水際手続に乗せることができたようなことが今回できないと思うのです。

その意味で、恐らく民事訴訟における請求原因として規定することになったら、対物的

な取り締まりとしての水際制度はできない。特定の輸出入者に対して、それを限定した水際取り締まりしかできなくなる。そうならざるを得ないということをも十分踏まえた上で、民事訴訟における請求原因として規定するのがなおいいのかどうなのかということについては、お考えいただきたいと思います。

他方で、乱用の防止の必要性があるということは、私も全く同意しているところで、乱用の防止ということをはかの点で抑止できないのかということをもむしろ考えるべきではないだろうか。例えば、実体法上の輸出入差しとめについては、営業上の利益の侵害というところが要件となっているわけですから、営業上の利益の侵害として、具体的にどのようなものが必要なのかということをも明確化することなどによって、輸出入差しとめ申し立ての乱用の危険みたいなものは十分に防止できるのではないかと考えていますので、もう少し慎重にご検討いただければと思います。

以上です。

○木尾知的財産政策室長　丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。多分、産業界の実務にもすごく影響してしまう部分だと思ってございますし、かなり細かい手続論になってしまう部分がございますので、こちらについては引き続き検討させていただきたいと思ってございます。また個別にもご相談させていただければ。

○後藤委員長　実態のことを余りよく知らないのですけれども、物ですか特定の輸入業者であるかということで大分違いが出てくるということでしょうか。物を輸入する人の数が限定されていれば、余り実際的な違いはないということになるのでしょうか。

○飯田委員　請求原因として規定すると、特定の輸出入者を相手方として申し立てることになりますので、受理する場合も特定の輸出入者が輸出入する場合に限定して受理することになります。そうすると、他の輸出入者が輸出入する場合には、それはスルーということになると思います。

○後藤委員長　では、今の点は実態をもう少し検討して、どのように取り扱うかということをも今後少し考えてみたいと思います。

産業界の方で今の件について何かご意見おありでしょうか。柳生委員、どうぞ。

○柳生委員　特定の輸出入業者に限定されたとしても、水際で営業秘密冒用品を抑えることができれば、それはそれでメリットのあることだと思います。というのが産業界の委員としての意見です。

○後藤委員長　小松委員、どうぞ。

○小松氏（齋藤委員代理） 別の視点から、先ほどご指摘ございましたとおり、除斥、時効の延長、撤廃の議論がある中、実務に与える影響等、幅広く事業者の声を聴くなど慎重なご議論をいただきたいと思います。

○後藤委員長 長澤委員、今の点に関連して。

○長澤委員 今、どういう副作用があるかというのを頭の中で回していて、確かにデメリットとメリットを両方考えなければいけないところまでは考えたのですが、詳しいリスクというところまでは思いつきませんでした。ただ、柳生委員がおっしゃったように、特定の輸入者に対してこういう措置がとれるだけでも、例えば弊社の例の場合は非常に有益だということは間違いないことです。そこをもっと広げるかどうかという議論になると思うので、その場合のデメリットはどういう形で出てくるのか。それから、今の除斥期間の話も入れまして、ちょっと検討させていただきたいと思いますし、もし一定期間いただければ、意見として提出させていただきたいと思います。

○後藤委員長 ありがとうございます。ほかに今の議論に関連してよろしいですか。——この点については引き続き検討するというので、検討の過程でいろいろご意見を伺うこともあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

では、別の論点で石井委員、どうぞ。

○石井委員 先ほどありました没収命令の件についてです。犯罪収益没収の定めを入れることに関しては課題があるというご説明がありまして、その点は認識しているところではありますが、この検討会でご報告があったケースなどを踏まえますと、このようなケースこそ没収をかけて、やり得を許さないという規定を設ける必要性は非常に高いと考えているところであります。

個人情報例ではありますが、イギリスでは、元従業員が大量の個人情報を取得して名簿屋に横流ししたケースがあります。この事例では、罰金は5,000ポンドまでであったのですが、他方、没収命令として約7万3,000ポンドが課されています。これは、情報の経済的な価値を踏まえたものと思われまます。営業秘密の侵害がなされていることについて、企業がなかなか気づかないという現状を踏まえますと、18ページの今後の検討が期待されるといった書きぶりについては、もう一步、積極的な検討をしていただくことが望ましいと考えます。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

○木尾知的財産政策室長 私ども、問題意識としては全く同一でございます。理論的にクリアできることを引き続き検討させていただきまして、パブコメ期間もでございますので、その間に何とか考えていきたいと思っております。

○後藤委員長 ほかにございませんか。春田委員、どうぞ。

○春田委員 中間とりまとめ、まとめていただきまして、短期間で非常にご苦労されたかと思えますけれども、感謝申し上げます。私から、今後の検討という視点で2点ほど話させていただきたいと思えます。

今、話のあったとおり、犯罪収益を必要的に没収する規定を置くというところに関しましては、引き続き検討ということで、この部分については、やり得を許さないためにも検討を積極的にしていただきたいと思っております。

その上で、罰金刑の強化ということに関しましても、没収規定を置く、置かないを踏まえて罰金刑の検討は行うべきではないかと思えますので、そこも見据えて検討していただければありがたいと思っております。

それから、民事規定の被害企業の立証負担の軽減のところ、「不正もしくは悪意重過失で一定の営業秘密を取得した者」とあるのです。一定の営業秘密というところで、下のほうに対象となる営業秘密の範囲についてということ、生産方法、分析方法等々記載されておりますけれども、こういった営業秘密の種別の議論ももちろん必要でございますが、それ以外にも営業秘密のレベル、影響を与える範囲であるだとか、影響を与えるレベルなども一定の営業秘密という中で検討すべきことかなと思っておりますので、そのあたりの部分も含めて検討を進めていただきたいと思っております。

それから、不正もしくは悪意重過失、我々労働組合としても悪意のない者が罪に問われることがないようにということをお願いしてきた部分もございまして、重過失については先ほど別紙での説明もございまして、非常に丁寧に記載されていると思っておりますけれども、重過失の定義、事例の部分につきまして、その部分についても非常にグレーな部分もございまして、どのあたりまでが重過失なのかということも含めて、また検討いただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

○木尾知的財産政策室長 まず、1点目のご指摘でございますけれども、罰金と犯罪収益の没収との関係については、当然関係してくるものだろうと思っておりますので、収

益の没収のところについて、今後の事務的な調整の過程で、できるかできないかも踏まえて、罰金のところについても考えていきたいと思っております。

2点目、3点目の立証責任の転換規定、別紙の営業秘密の範囲であるとか重過失の意味、内容については、記述について引き続きより正確にしていきたいと思っております。

○後藤委員長　それでは、林委員、どうぞ。

○林委員　ありがとうございます。まず、中身の話に入る前に、本日のペーパーレスの会議のやり方について大賛成でございまして、英断に感謝したいと思います。まずは「隋より始めよ」ということだと思います。余談ですが、国、行政は、経産省も、厚労省も、ありとあらゆるところで民間企業に対して膨大なペーパーワークを要求しております。例えば厚労省関係では、レセプト情報からわかる患者情報などを病院に対して国単位や都道府県単位で年間何十も重複的なアンケートをとって、患者さんのお世話で忙しい看護師さんたちの時間と手間を使ったり、経産省も国プロなどではエコ用紙をどのくらい使っているかの報告様式がございまして、笑い話ではないかと思うのですけれども、実際にそういうことをされています。そういった民間の競争力を阻害するような報告の強制も、ぜひ、だんだんやめていただければと思っております。失礼いたしました。

今回の営業秘密の保護について、中間とりまとめで冒頭挙げられた視点は、非常に重要な意味をもっていると思います。特にオープン・クローズ戦略をベストミックスで進めていくという観点が掲げられております。これを今度は特に中小企業などを支援しながら、いかに全国的に進めていくかということがこの次の課題だろうと思っております。

抽象的に指針やマニュアルで書かれても、中小企業にとってはそれを具体化するの難しい点がございまして。「中間とりまとめ」にも書いてくださっていますように、知財総合支援窓口においては、弁護士知財ネットから派遣した弁護士が毎月1回ないし、今後回数をふやしていただければと思うのですが、サポートする体制になっていますので、そこで一社一社、具体的な相談をして、特に職務発明や営業秘密の管理規定は労務対策が含まれておりますので、弁護士に相談していただければと思っております。

次に、推定規定についてでございます。今回、皆様方の中で、やはり営業秘密における被告使用の事実、証拠の偏在問題が、特に営業秘密については顕著であるということについてはコンセンサスがあると思っております。これが立法事実だと思っております。この立法事実について、この証拠の偏在という課題をどう解決するか、何が上策なのかというところを我々は考えなければいけないのだと思っております。

「城を攻めるは下策」という言葉があります。言い方は悪いかもしれませんが、今回の推定規定は、今、皆様の目の前に、念頭にある事件をもとに考えたときには、この範囲が上策だと思われており、そこでこれでいこうというお考えなのかと思いますが、やはり根本的に考えますと、証拠の偏在問題であれば、被告からの証拠提出をより促す、例えば本日の提出資料にあります相澤先生の意見書にも書かれておりますように、営業秘密については文書提出命令をより活用するような方策を不競法の中に盛り込むといったことも今後の課題としてはぜひ検討していくべきことではないかと思っております。

以上です。

○後藤委員長　ありがとうございます。私はまだ紙でもらっていて恥ずかしい思いをしておりますけれども、何か今のことについて。

○木尾知的財産政策室長　ご指摘のとおりだと思ってございまして、こちらの推定規定の話については、この場の委員の方々に共通するコンセンサスのもとに、やや限定的に制度設計をしている部分もございまして、根本的な解決としては引き続き文書提出命令の拡充も含めた証拠収集手続の検討は、アメリカとかEUとかの動向をみながら真面目に考えていきたいと思ってございまして、ぜひ引き続きアドバイスをいただければと思っております。

○後藤委員長　ほかに。末吉委員、どうぞ。

○末吉委員　ありがとうございます。おまとめ、ご苦労さまでございました。今の室長のお言葉、大変重要な論点だと思いますので、ぜひ引き続き推定規定のフォローアップと申しますか、根本的な問題の解決に臨んでいただきたいというのが1点です。

もう一点だけ。先ほど19ページのところで図利加害のご説明がございました。私、この間、大変びっくりしていることがございまして、実は図利加害の認定は警察のほうが緩やか、検察のほうが厳しい、さらにいうと裁判所はもっと厳しいと捜査当局は思っているようでございます。この問題に切り込んでいかない限りは、先ほど来、ご指摘がいろいろある犯罪収益没収の問題であるとか海外重課の問題はなかなか解決しないと思います。本質的には、図利加害の認定の温度差みたいなものがあって、そこを産業界のご意向とかを踏まえて経産省なりに調整なさるといふ作業がないと、なかなか次に進めないというのが私の意見でございます。よろしく申し上げます。

○木尾知的財産政策室長　関係省庁とよく相談して進めていきたいと思ってございます。ありがとうございます。

○後藤委員長 宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 大変いろいろな視点に対するとりまとめ、どうもありがとうございます。

1つは、実際に起こっているさまざまな大きな産業上の問題に対する対処と法的な対処も含めてということと、これまでよりももっと中小も含めて、一般の企業、小さな企業も含めて、この問題の重要性を認識してもらって、対処してもらおうという姿勢がよくあらわれていると思います。

その中で、ちょっとだけ思いますのは、普及啓発、例えば14ページのところで、中小企業とかにも重要性を伝えるということの重要性に関しては、このとりまとめの中にも意識されていて、別に文章を変えろということではないのですが、知識を身につけることを可能にするために、相談に来てもいいと書いてあるのだけれども、結局、ホームページをみるアクションをする意識をもっているところとか、相談をしに来るところには対処すると書いてあるようにもみえます。

実際に、アンケートで半数近くの経営者が危機感をもっているとはいっても、やはりアンケートの対象がある程度以上の規模でありまして、ごく小さなところも含めていけば、その意識はなかなかいっていないのだと思います。なので、もしこれが日本の産業界にとって本当に重要だと思うのであれば、気がついた人だけこちらに来るとかパンフレットを配るということを超えて、もうちょっと行政としてのアプローチをするような努力の余地があるのではないかと思います。

実際には、私はマスメディアをやっている、今、関心のそんなにない人にリーチするというのは本当に難しいことだとも思っています。つまり、今や新聞もテレビもみんながみてくれるわけではありませんし、自分の関心があるところだけで物事が回っている中では、結構強制的にそこに触れるような機会をつくるのが大事です。

話は全然変わりますけれども、例えば臓器移植法案の移植をするかどうかのイエス、ノーのときに、ただパンフレットを配っていてもしょうがないから、免許をとるときには必ずその情報に接するようにするとか、少子化の問題でも、成人式の場においては必ずその情報に接するようにするというような工夫が今求められているところかなと思います。今回のこの情報に関していえば、起業をする、あるいは会社を経営するということが頭に浮かんだ人には、こういった問題があるというようなことが届くというような何らかの工夫があると、より広がるかなと思っておりまして、そのあたりは実務上の工夫を今後よろしくお願いいたします。

○後藤委員長　　ありがとうございました。

○木尾知的財産政策室長　　一々ごもつともで、まさにアプローチをもうちょっと積極的にやっていかなければいけないのですが、工夫が現実、いろいろ悩んでいるところでございますけれども、頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○後藤委員長　　ほかに何か。長澤委員。

○長澤委員　　先ほど春田委員が発言されたこととほぼ同じ意見なのですが、23ページの重過失なしの2番目のところに関して、私も随分意見を差し上げ、検討していただいたところです。表現が難しいということは非常によく理解しておりますが、私が実際に感じている不安をここで再度説明させていただきたいと思うのです。

私ども、パテントトロールを相手に訴訟をやっているときによく起こることとして、特許の買い手と売り手は違うことが多いです。買い手が買い取った特許を、売り手が購入し、その売り手がさらにそれを使い手に売却して、使い手が我々のように実際のビジネスを行っている企業を訴える、即ち、我々が被告になるような訴訟を打ってくるということが最近あります。パテントトロールが出始めの頃は、このようなことはなく、当初はほぼ1対1でパテントトロールっぽい企業とそうでない企業との間の争いだったのですが、市場がどんどん大きくなるにつれ、トロール専門の会社が現れ、更に、特許の買い手と売り手が別になり、売り手と使い手も別になってきました。

今回の法改正の中で、三次以降の取得者も対象になるということで、それ自体は非常にありがたいと思っているのですが、そうなったときに、イノセントな個人は絶対守りたいですし、逆に組織立ってイノセントを装うような犯罪は罰したいという、相反するものがあると思うのです。営業秘密も最近是非常に高価な価値のあるものと理解されてきておりますから、パテントトロールの場合と同じような市場ができる可能性は、私はかなり高いと思っています。

一方では、本当にイノセントなエンティティを罰することはできないというところに、法的にすごく高いハードルがあると思うのですが、重過失の概念をうまくいじることによって、悪意でイノセントを装う者にももう少し高いハードルがつかれないかなということを感じております。特に買い手、売り手の法人は、我々の経験からしても倒産とかをいとわないので、なくなったらまた次の会社を興しているような場合も当然考えられます。また、イノセントを装うことがそんなに難しくない場面も想定しなければいけないと感じています。私のほうでも少し考えてみたいと思うのですけれども、ご協力をお願いしたいと思

ます。

○木尾知的財産政策室長　　よろしく申し上げます。

○後藤委員長　　ありがとうございました。ほかにご意見ございますか。よろしいですか。――それでは、一応ご意見は出尽くしたようでありますので、今後の取り扱いですけれども、先ほど飯田委員からのご指摘の点、水際措置のところ、物か輸出入者かというところなのですが、これはかなり詰める必要がある論点であると思いますので、今後、引き続き検討していきたいと思います。

今後の進め方としましては、法改正のスケジュールから逆算しますと、残された時間が余りないということなので、きょういただいたご意見を反映した形で最終的な文書を作成しますが、その間にパブリックコメントが入りますので、その間に皆様のご意見も個別に伺って、引き続き修正をしていった上で、今の問題となっている点なども反映していきたいと思っておりますが、そういう取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そういう形で私と事務局のほうで皆様のご意見を反映しながら、パブコメを受け付ける過程、途中でも皆様のご意見をいろいろ伺いながら最終的な中間とりまとめ（案）をつくっていくということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題、今後の進め方等について、事務局からご説明をお願いいたします。

○木尾知的財産政策室長　　3点、ご報告がございます。

まず、1点目でございますけれども、営業秘密管理指針につきましては、さらに細かいところについて修正を行った上で、小委員長のご了解をいただいた上で、近日中に正式にセットさせていただいて、発表するという運びにさせていただければと考えてございます。

2点目でございます。きょう活発にご議論いただきました中間とりまとめ（案）につきましては、本日いただいたご指摘を踏まえまして、若干、何点か修正すべきところ、検討すべきところが残っているかと思っておりますけれども、いずれにせよ委員長のご了解をいただいた上で、パブリックコメントを極めて近日中に開始させていただければと思っております。パブコメ後、その修正を踏まえたものについて、再度、委員の方々にはご確認をいただければと思っております。

最後でございます。営業秘密管理指針とは別途、きょう指針の議論のときにもご議論いただきましたけれども、営業秘密の保護マニュアルを今後つくっていくということになっ

でございます。今、事務的な検討を始めているところでございますけれども、特にサイバーあたりとか、専門的な知見が必要な分野がかなりあることがわかってきましたので、ワーキンググループみたいなものを設置することを考えてございます。人選を含めて、この段階ではまだ案がございませぬけれども、持ち回りになるかもしれませんが、改めて委員の方々にお諮りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○後藤委員長　今、ご説明いただきました今後の進め方につきまして何かご意見おありでしょうか。よろしゅうございますか。岡村委員、どうぞ。

○岡村委員　今のところと関連して、先ほど中間とりまとめについて言い忘れた点がございまして、いわゆる緊急時対応というのが14ページあたりに書いてございましたけれども、実際に現場の企業法務、あるいは法律実務家などとしましても、とにかく、いわば水道管が破裂して、だだ漏れで漏えいしている、何とかそれをとめなければならないということがまずは先に立ちますので、技術的な、どこへ、どういったら、どうなるのかというようなこと、例えば経済産業省系の外郭団体は、ほかにもそういう緊急時対応をやっている情報セキュリティ系の団体もございまして、そういうものがあるのだということとか、そういうところで支援が受けられるのだというような視点についても含めて、またご検討いただければと存じます。

○後藤委員長　ありがとうございました。

○木尾知的財産政策室長　ご指摘、もっともだと思っております。そういうご指摘の方向で検討していきたいと思っております。

○後藤委員長　ほかに何か今後のやり方についてよろしゅうございますか。――それでは、活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

本日はこのあたりで閉会とさせていただきますが、きょうは中間とりまとめということで、一区切りということになりますので、菅原経済産業政策局長から一言ご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○菅原経済産業政策局長　9月から開始していただきまして、短期間でここまで来られたというのは、正直申し上げて、最初、9月にスタートしたときに、通常国会に法案提出という前提で、どこまで議論がまとまるのかなというのは、私自身、非常に見えなかったわけです。

正直申し上げて、営業秘密保護についての委員の皆様の知見ももちろんそうなのですが、やはり一般的に危機感と申しますか、これからイノベーション、しかもオープンイノベーションという形で日本の競争力を維持するためには、特許にならない営業秘密の管理についての危機感、重要性についての認識は、いろいろな事件が重なったこともあると思いますが、一挙に広がったというところでは、まさに我々がこの委員会で行われた議論を踏まえて、関係者といろいろ接する中においても、正直申し上げて、法的措置にどこまで踏み込むかについては、今回、想定以上に踏み込めることができたと思います。

ただ、皆さん、いろいろな宿題をいただきましたけれども、営業秘密の保護については、技術開発もしくはいろいろなビジネスモデルがこれから展開する中であって、常に動いていく話だと思っておりますので、一番適切な方法については、今回、次期通常国会という区切りの中でここまで来られたことは、私自身は非常によしとしているのですが、やはりまだこれからの課題があるということも非常に強く認識しておりますので、引き続きこの小委員会を1つのベースにして、宿題についてなるべく早く返せるように我々としても努力したいと思いますし、委員の皆様におかれても、いろいろところで認識の共有化についてご協力いただければと思います。

あと、林委員からありましたけれども、こういう iPad を使っている会議は、実をいうと経産省では我々、経済産業政策局が先頭を切ってやっています、去年の12月からあります。省内の幹部会も一生懸命騒いだ関係で、今 iPad でやろうとしてペーパーレス化を進めようとしているのですが、正直、メリットが認識されるまでは、一部の人がやっても全くメリットがなくて、私のところも局内会議は全部ペーパーレスでやっているのですが、机には毎日、紙がぶわっとたまっています、省全体でやる、もしくは霞ヶ関全体、もっと言うと、いろいろな企業と政府との関わり全体において進めない限りは、最後はメリットは出てこないと思っているのです。ただ、そうやるといつまでも始まらないものですから、いろいろ傍聴される方を含めて不便をおかけしますが、まずはこの辺から始めたいと思います。

何かの機会でいろいろな審議会、その他、研究会で皆さんあちこち顔を出されると思いますが、ここはペーパーレスではないのかと一言いってもらえると、もっと広がりやすくなると思いますので、その点も含めて、ぜひご協力をお願いしたいと思います。これまで本当にありがとうございました。

○後藤委員長　　どうもありがとうございました。

次回の会合につきましては、パブリックコメントを行った後に、その検討も含めて考えていきたいと思っております。

○木尾知的財産政策室長　では、私から一言だけ。委員の皆様におかれましては、本小委員会の運営につきまして、いろいろと多大なご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。また、今後とも引き続きご指導いただけるようお願い申し上げます。

○後藤委員長　それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会第4回会合を閉会させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

——了——